

報告第23号

損害賠償額の決定に関する

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成29年8月29日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成29年9月21日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- |         |   |
|---------|---|
| 1 件名    | 清掃作業中に起きた自動二輪車の破損事故   |
| 2 事故の概要 | 平成29年7月7日品川区清掃事務所の職員が、品川区中延六丁目1番20号付近でゴミを収集する際、周囲の安全確認を怠り、道路を横断したことから、走行中の自動二輪車が同職員との接触を回避したため転倒し、同車のフロントフォーク等が破損した。  |
| 3 損害賠償額 | 175,466円（修理費）   |
| 4 相手方   | <br> |